

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年9月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500060号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500019号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和50年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年1月31日から同年2月1日までの訂正後の期間に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで
昭和42年3月20日にA社に入社し、定年退職するまで継続して勤務していた。
請求期間は、A社B工場から同社C工場に異動した時期であり、その間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社B工場から提出された社員カード(労働者名簿)の写し及び立案書の写し並びに請求者の雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し(昭和50年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場に係る昭和49年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料がなく不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付する場合を含

む。)、事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500043号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年8月26日から昭和55年6月25日まで

A社において、クレーン運転手として勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、被保険者記録が無い。社会保険庁(当時)において、年金記録問題が起こる1年から1年半ぐらい前に私の年金記録を同庁から送ってもらった時には、同社の加入記録が記載されていた。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚39名に照会を行い、18名から回答が得られ、そのうち複数の同僚は、「同社では、厚生年金保険は希望により加入させていた。」旨陳述している上、「私自身も勤務期間の後半に自分から厚生年金保険の加入を事務担当者に申し出た記憶がある。そのため、厚生年金保険の加入記録は数か月しか無い。」とする前述の同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日より2年8か月後となっていることが確認できることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから関係資料は得られない上、請求期間当時の事業主は死亡しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、請求者は、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が記載された文書の交付を社会保険庁から受けた旨主張しているが、オンライン記録において請求者の主張する同被保険者記録が削除された形跡は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500050号
厚生局事案番号 : 四国(脱)第1500001号

第1 結論

昭和20年3月7日から昭和22年7月1日までの請求期間について、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年3月7日から昭和22年7月1日まで

請求期間において、船員保険の被保険者となっていたが、平成20年6月頃の「ねんきん特別便」で自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給したことになることを知った。

しかし、当該脱退手当金が支給されたとする昭和24年6月当時、私はA社に勤務しており、脱退手当金の制度があることを知らなかった。

また、A社の船舶に乗務したときの船員手帳を調べたところ、昭和24年1月1日付けで、月給が従来2,302円から8,446円に大きくベースアップしていて、脱退手当金を請求するまでもなかったはずである。

当該脱退手当金について、請求も受給もしていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る船員保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録(昭和24年6月14日支給決定)及びその支給額の算出事跡が記載されているとともに、当該支給額(1,184円28銭)に計算上の誤りは無い。

また、日本年金機構から提出された昭和24年度の厚生保険特別会計歳出(船員勘定)金額氏名表には、B県C市を住所とする請求者と同姓同名の者に、D銀行E支店を通じて1,184円28銭を送金した旨記載されているところ、脱退手当金が支給された時期の住所について、請求者は「B県E」と年金記録訂正請求書に記載しており、当該金額氏名表に記載されている同姓同名の者は、請求者と同一人であると考えられる。

さらに、請求者の脱退手当金が支給決定された昭和24年6月14日当時は、通算年金制度創設前であり、請求者は昭和22年5月1日からF共済組合の組合員となっており、請求者の請求期間に係る船員保険の被保険者期間では、船員保険法における老齢給付の受給資格を満たす被保険者期間15年に足りず、船員保険法に基づく年金給

付が見込めなかったことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない上、請求者から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。